

令和5年度 介護給付適正化事業について

ケアプラン点検をはじめ、実態に即したサービス提供であるか等の確認を行いました。

真に必要とする過不足のないサービスの適正な提供と、持続可能な介護保険制度の構築のため、今後も介護給付適正化事業の取組を継続していきますので、下記の実施結果を確認いただき、ご理解とご協力をお願いします。

1 ケアプランの点検

◆目的

介護支援専門員の資質向上と利用者の自立を促す適切なケアプランにより給付が実施されることを支援します。

◆実施内容

ケアプラン帳票提出及び居宅介護支援事業所への訪問、面談、書面による協働点検等

◆実施件数

6 事業所
利用者 60 件（見込み）

◆点検結果による主な通知事項

- 一連のケアマネジメントに必要な帳票一つひとつに意義があり、関連しあってケアプラン作成につながります。帳票の持つ意義と、PDCA サイクルの視点に基づくケアマネジメントに係る基本かつ重要性を確認することで、介護支援専門員としての専門的知見がより一層培われます。「介護保険最新情報V.01.958、1049、1179」を活用してください。
- アセスメントでは、困っていることを把握するだけでなく、困っていることの原因や背景を分析し、少しでも良い方向に改善できる方法がないか「予後予測」に立った視点も必要です。
- 居住空間や屋外近隣の環境など、利用者の生活に直結する居住環境に関するアセスメントから、適切に福祉用具や住宅改修の必要性を判断することも、その人らしい暮らしを支える視点となります。

2 縦覧点検・医療情報との突合

◆目的

国保連合会へ委託し、連携及び情報共有を行うことにより、効率的に過誤調整の勧奨並びに適正な報酬算定について周知します。

◆実施内容

介護サービス事業所へ送付された「各確認兼介護給付費過誤申立書」（国保連合会への委託）の受付管理と内容確認

【委託分】

- 縦覧点検 …複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供しようされたサービスの整合性の点検
- 医療情報との突合…入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無を確認

【管理件数（委託分）】

- 縦覧点検 9000 件（見込み）
- 医療突合 160 件（見込み）

【請求調査（長岡市調査）】

「重複請求」「算定期間回数制限」

- 月を通して自宅で利用のない福祉用具貸与の確認
- 算定要件を満たしていない加算算定の確認

点検数	6,151 件	対象事業所	22 事業所	36 件
過誤調整	20 事業所	464,975 円		

3 住宅改修の点検

◆目的

令和5年6月からリハビリテーション専門職が住宅改修の申請内容について全件確認を行っています。

特に適正な施工を促進するため、提出書類や写真だけでは現状が把握しにくいケース、新しい素材や、過去に類を見ない工事内容があったケースを対象に現地確認を行います。

◆実施内容

工事施工前もしくは施工後に利用者宅を訪問し、住宅改修の必要性及び効果、施工状況が適正であるか等の確認

◆現地確認実施件数

12件（見込み）

◆実施結果

- 引き戸が開閉困難な原因の確認
※老朽化が原因の場合は、保険給付対象外
- スロープや浴室リフォームという改修内容が決定しているが、現在の困り事が改善するか確認出来ないケース。施工前に改修理由と内容に整合性があるかを確認、施工後に効果を確認
- 新しい床材や、ジョイント固定の手すりなど個別性のある改修に対し、施工後利用者にとって適正かを確認

4 福祉用具購入・貸与（軽度者に係る福祉用具）の点検

◆目的

福祉用具の必要性の判断が明確であるか、居宅において使用される用具であるか等を確認

◆実施内容

提出書類やサービス利用状況からの必要性を確認し、必要に応じて事業所等へ聞き取りを行います。

◆実施結果

85件（見込み）全件について書類確認等を行う。

担当：介護保険課 給付係

TEL (0258) 39-2245

FAX (0258) 39-2278